

発注者指定型週休2日工事の対象工事について改定

現行

○発注者指定型

「月単位」の補正係数を計上し発注(※)
(港湾・漁港事業は「通期」の補正係数を計上)

○対象とする休日

土日に限定しない
悪天候による休工期

○対象工事

原則全ての工事を対象とする。
ただし、現場作業が短期間(1ヶ月程度未満)で完了する工事及び、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事(5号随意契約工事)等を除く(※)

○対象工事は特記仕様書を添付

○工期設定・延長

工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※1)
施工計画立案時、工事条件により週休2日達成できない場合は延長が可能(※2)

○工事成績評定

4週8休以上達成の場合は加点
減点なし

○経費の補正

達成状況により、「通期」の補正係数又は「補正なし」に減額変更
初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額を必ず提示し、意向を確認

○総合評価

加点等なし

令和7年1月1日以降に当初設計書を作成する工事から適用

○発注者指定型

「月単位」の補正係数を計上し発注(※)
(港湾・漁港事業は「通期」の補正係数を計上)

○対象とする休日

土日に限定しない
悪天候による休工期

○対象工事

原則全ての工事を対象とする。
ただし、単価契約工事及び、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事(5号随意契約工事)等を除く(※)

○対象工事は特記仕様書を添付

○工期設定・延長

工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※1)
施工計画立案時、工事条件により週休2日達成できない場合は延長が可能(※2)

○工事成績評定

4週8休以上達成の場合は加点
減点なし

○経費の補正

達成状況により、「通期」の補正係数又は「補正なし」に減額変更
初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額を必ず提示し、意向を確認

○総合評価

加点等なし

※

「月単位」:毎月4週8休達成
「通期」:通期で4週8休達成

※ 所轄労働基準監督署長に非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書の届出が必要な場合は特記仕様書に明記する。

※1 適切な工期の設定にあたっては、標準工事日数(週休2日含む)を参考とする。

※2 工事着手後に週休2日実施のみを目的とした工期延長は認めない。